

令和元年

第9回 農業委員会総会（月例会）議案

令和元年8月7日

前橋市農業委員会

令和元年 第9回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和元年8月7日 午後3時04分
- ・閉会日時 令和元年8月7日 午後4時47分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員会室

・出席委員（23名）

1 番 下田 将文	2 番 市花 宏之	3 番 矢端 晴美	4 番 奥野 和子
5 番 松島 敏男	6 番 大島 俊典	7 番 田島 悦夫	8 番 星野 和幸
9 番 小堀 清	10 番 木村 謙	11 番 関根 由彦	12 番 澁澤 聖一
13 番 坂庭 常男	14 番 北爪 きよ子	15 番 青木 朱美	16 番 井上 隆
17 番 萩原 秀治郎	18 番 深町 富士雄	19 番 岡田 重雄	20 番 須田 一男
21 番 石村 利夫	22 番 江原 弘	24 番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1名）

23 番 関口 喜弘

・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	補佐 藤井 義嗣
副主幹 深澤 直純	主任 井上 一則	主任 富澤 和則	
主事 寺田 恵美	臨時職員 宮田 厚子		

・付議事件

- (1) 議案第50号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（3条）
- (2) 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第52号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- (4) 議案第53号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- (1) 令和2年度市農業施策等に関する意見事項の協議について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出の取消について
- (3) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (5) 平成30年度前橋市農業委員会業務概要について

木村局長	それでは、お揃いになりましたので、これより令和元年第9回農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、23番 関口 喜弘委員の1名であります。従いまして、在任委員24中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長	◇（挨拶）
木村局長	会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりお願いいたします。
議 長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、令和元年第9回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。20番 須田一男委員、21番 石村 利夫委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第50号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
寺田主事	◇（議案書、地目、面積、取下理由を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第50号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条許可申請については、整理番号1番を承認することに決定します。 議案第51号・農地法第3条の規定による許可申請について、先の議案第50号で整理番号2番は取下げが承認されましたので、整理番号1番、3番から16番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
寺田主事	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）
議 長	整理番号1番、書類不備のため保留。整理番号2番、取下げ。整理番号8番から10番、解約条件付一般法人。 以上、3番から16番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。
11番委員	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
寺田主事	整理番号8番から10番、契約期間20年では長いのでは。 過去にも他の土地を賃貸借契約20年間で借受けていますので、理由等は確認しておりません。
議 長	他に、ご意見等ございませんか。
13番委員	整理番号11番、12番、㎡当たりの単価が違う理由の確認。
寺田主事	面積が違うためです。
16番委員	整理番号13番、売買価格が高い特別な理由があるのですか。
寺田主事	代理人に確認したところ、元々祖父の土地を返してもらうための申請で、住宅用地で上下水道が通っており割高になっているとの事です。3年6作の願いと、転用目的でない事の確認もできています。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保

	留とし、3番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第51号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、3番から16番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第52号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任	◇(議案書、地目、面積、申請理由、変更内容を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第52号・農地法の規定による許可後の計画変更申請4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第53号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、変更内容を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第53号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番から3番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第54号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から13番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任	◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)
	以上、整理番号1番から13番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号8番は現地・面接調査を、12番、13番については現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
7番委員 (1班班長)	現地案内図4条の8番をご覧ください。申請地は市立月田小学校から北約1.4kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。面接には申請者の息子さんが来られました。申請理由は、農産物を耕作するには生産性の低い土地であるため、現在所有の山林資産の拡大を図るのと合わせ植林による環境保全を行なう。現在周辺に7,651㎡の杉山があり申請地にはコナラを250本植林予定、20年後に椎茸の原木として販売予定です。現在植えてある栗は撤去し植林は息子さんが行ないます。出入口は南西により行ないます。調査班としては、周辺農地に迷惑がかからないこと、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断いたしました。
	現地案内図4条の12番、13番(同一案件)をご覧ください。現地調査を実施したところ、フキ、里芋、ゴーヤが作付けされており、適正に管理されておりました。調査班としては、更新することに問題ないと判断し許可相当といたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意

	見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から１３番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 賛成多数でありますので、議案第５４号・農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から１３番までを許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。
深澤副主幹	次に、議案第５５号・農法第５条の規定による審議に入りますが、整理番号１７番については、申請関係者に坂庭委員が該当しますので、坂庭委員の退室をお願いします。 それでは始めに、整理番号１７番について、事務局の説明をお願いします。
議 長	◇（議案書、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号１７番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番具１７番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請については、整理番号１７番を許可とすることに決定いたします。 それでは、坂庭委員の入室を許可します。
深澤副主幹	次に、議案第５５号・農地法第５条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号１番から１６番、１８番から３０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明） 整理番号１番、３０番、開発手続き未了のため保留。 以上、整理番号２番から１６番、１８番から２９番は、農地法第５条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
7番委員 （１班班長）	なお、整理番号１２番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 現地案内図５条の１２番をご覧ください。申請地は市立石井小学校から南東約700mに位置する農振農用地区域内にある農地です。面接には、理事長と行政書士の２名が来られました。申請理由は現在使用している駐車場が狭く困っていましたが、保育園の隣接地に適地が見つかり協力してもらえこととなり申請しました。現在は職員２３名が、０歳児から３歳児、他４歳児以上を見ていますが、最近０歳児から３歳児が増え職員を増やし対応したいと考えています。保護者がタイムラグなく出入するため駐車場内のスペースを大きめに確保し、事故防止も考えています。整地は碎石を入れ雨水処理は保育園側に側溝を計画中です。照明は考えていない、フェンスは三方に1.2mを設置し、出入口は道路東側より行なう予定です。調査班としては駐車場の必要性が認められ、被害防除対策がとられている事から許可相当と判断いたしました。

議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
13番委員	18番、譲受人の職業、建設施工業とは。
深澤副主幹	事業内容は庭工事、外構工事、左官工事、内装工事等です。
18番委員	整理番号21番、一般住宅で650㎡ですが何か理由があるのですか。
深澤副主幹	該当地につきましては、南側と西側に法面がありますのでその分面積が広がっています。実際は500㎡以下です。
富澤主任	除外、開発で認められています。
18番委員	何のための法面ですか。
深澤副主幹	西側が清水川です。
富澤主任	川沿いは使えませんので。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、30番を保留とし、2番から16番、18番から29番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	賛成多数でありますので、議案第55号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番、30番を保留とし、2番から16番、18番から29番までを許可とすることに決定いたします。
	次に、農地法5条許可申請、整理番号31番から61番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）
	整理番号31番、開発手続き未了のため保留。整理番号61番、書類不備のため保留。
	以上、整理番号32番から60番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号43番、44番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
7番委員 (1班班長)	現地案内図5条の43番、44番（同一案件）をご覧下さい。申請地は前橋市六供町清掃工場から東へ約1.3kmに位置し南側は道路、西側の一部は田、その他の周辺は宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には理事長代理、行政書士と土地所有者の3名が来られました。申請理由は不足している従業員用駐車場を確保したく、病院の隣接地の土地所有者に相談したところ、貸してもらえらる事となり申請しました。従業員駐車場であった所に特別養護老人ホームを建設した事により駐車場が300台分不足今回310台分を確保する予定です。造成については、山砕を下に、上に砕石を入れ、側溝より低くします。雨水は自然浸透です。出入口は東側側溝に蓋をします。調査班としては、駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	整理番号43番、44番、駐車場300台分不足との事ですが、そんなに多くの職員がいるのですか。
深澤副主幹	病院、リハビリセンター、包括支援センター、全体で540名の職員がいらっしゃるとの事です。
議 長	暫時休憩とします。

議 長	(※休憩) 再開します。
	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号31番、61番を保留とし、32番から60番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第55号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号31番、61番を保留とし、32番から60番までを許可とすることに決定いたします。
	なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。
	次に、協議事項(1)令和2年度市農業施策等に関する意見事項について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
井上主任	◇(資料説明)
	1番、認定農業者への支援について。2番、有害鳥獣による被害対策の支援について。3番、豚コレラ対策について。4番、集中豪雨対策について。5番、遊休農地に対する支援について。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
5 番委員	意見交換会テーマ6番、野生動物(野ネズミ)の食害について、根菜類の被害が昔より多く、野ネズミが相当増えている、前橋全体の農家で取組んでいく問題ですので、意見事項に載せていただきたい。
議 長	以前は農事組合で、集団で駆除していましたが、その後薬を配り戸々に行なっていましたが、その後なくなりました。
井上主任	薬が劇物指定になり使用が難しくなっている。
1 5 番委員	野ネズミの被害の現況説明。
1 1 番委員	今までは、畦畔焼却と野ネズミ処理を一連の作業で行なっていましたが出来なくなりました。特例を県に認めてもらえればありがたい。声を出していかないと。
井上主任	畦畔の焼却は廃棄物処理法で決められているため、野焼き、剪定枝を燃やすのも禁止されています。
1 3 番委員	届出すればよいのでは。
井上主任	原則禁止です。
議 長	事務局、野そ駆除についてどのような制限があるのか早めに調べて下さい。
齋藤補佐	意見要望6番で、畦畔焼却、野そ駆除出来る対策はないか、検討して欲しい旨の要望をするという事でよろしいでしょうか。
議 長	そういう事でよろしいでしょうか。
	賛成の声あり。
9 番委員	5番、遊休農地に対する支援について、オリーブの苗とありますが他の作物は何がありますか。
井上主任	農協の重点8品目、約17品目の特定奨励作物を作った時に遊休農地の補助事業を使いそれらの作物を作りますと一反当たり25,000円、その他の作物でも一反当たり15,000の補助が出ています。
議 長	苗木の補助までお願いしても良いのでは。
6 番委員	3番、豚コレラ対策について、自己防衛は当然ですが、こんなこと言っている状況では

井上主任
6 番委員
議 長

ありません、群馬に発生したら関東全体が大変な状態になります。ワクチン接種の要望を。
豚に接種するワクチンですか、猪ですか。
猪に与えるワクチンは実際食べているか分からない。
豚に接種するワクチンですと確実ですが、ワクチンを使うと汚染国ということで、輸出しづらくなる。清浄国でなくなるという事で国が躊躇しています。コレラは発生したら大変なことになりますので、ワクチンをとということですね。

井上主任
6 番委員
議 長

ワクチンを打ったら売れなくなるのですか。打たなくなった理由は。

清浄国になったので打たなくなりました。

前橋市400億の農産物の内100億は養豚が占めています。

井上主任
6 番委員

ワクチンを自分達で注射するので薬を下さいという事ですか。

まだ、その前の段階です。獣医が行なうか判りませんが、まだ許可になっていないのでワクチンの使用許可の要望です。

議 長

事務局、他の状況を収集してください。

その他、ご意見等ございませんか。

それでは、令和2年度市農業施策等に関する意見事項については、次回の総会にて審議し決定したいと思います。

次に、33ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況 7 件

○法第5条の届出の取消し 1 件

○法第5条の届出書の受理状況 26 件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 6 件

です。

次に、報告事項（5）平成30年度前橋市農業委員会業務概要について事務局の説明を求めます。

藤井補佐
瀬戸補佐
齋藤補佐
議 長

◇（資料説明：管理係）

◇（資料説明：農地係）

◇（資料説明：振興係）

13 番委員

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
農地所有適格法人の数が合わない事、報告書を提出しなかった適格法人は提出しなくても済んでしまうのですか。

瀬戸補佐

数の合わない適格法人の12の内訳、5法人は休眠中活動していない、7法人につきましては、決算期が未到来です。

議 長

報告書の未提出の適格法人につきましては、適時請求します。

その他、ご意見等ございませんか。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後4時47分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 8 月 7 日

議 長

署名人

署名人

